

個別規約 Check Point SandBlast Agent クラウド版

本個別規約は、当社が Check Point SandBlast Agent クラウド版（以下「本サービス」という）を提供する内容および条件について定めたものです。

第1条（定義）

本個別規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

本サービス	当社が提供する Check Point SandBlast Agent のクラウド版サービスをいいます。
サービス契約	本サービスの提供に係る契約をいい、本個別規約及びサービス証書にて定められた内容により構成されます。
サービス証書	サービス契約の内容を確定するために乙が発行する書面をいいます。
契約者	本サービスの提供を受けるため、本サービスを申し込んだユーザーをいいます。
サービス利用料	本サービスの利用料金として乙が別途提示する金額をいいます。

第2条（契約の成立）

- サポート契約は、契約者が本規約の内容を理解、同意した上で当社所定の申込書を提出し、当社がこれに承諾しサービス証書を発行した際に成立します。
- 本サービスは、当社または当社の委託先が、本規約に基づき実施します。

第3条（サービス内容）

- 本サービスは、当社が Check Point 社が開発したエンドポイントセキュリティソフト「SandBlast Agent」のライセンス及び「SandBlast Agent」用管理サーバの乙によるクラウド運用を提供するものです。
- 本サービスで提供する「SandBlast Agent」の機能は以下のとおりです。
 - サンドボックス機能
 - アンチランサムウェア機能
 - アンチボット機能
- 当社が運用する「SandBlast Agent」用管理サーバは統一ポリシーで運用され、個別のポリシー変更には対応しません。ポリシーの内容は別途「仕様書」にてご案内します。
- Check Point 社による仕様変更により、本サービスで提供する「SandBlast Agent」の仕様も変更される場合があります。
- 新規ライセンス登録は当社が実施し、ライセンス証書の発行及びエンドユーザー様向けのインストーラのご提供をもって納品が完了するものといたします。

第4条（サービス利用料）

サービス利用料は当社から契約者への見積にて提示させていただきます。

第5条（サービス期間）

- サービス期間は課金開始日から起算した1年間とし、契約者は当社に利用期間分の料金を一括して支払うものとします。なお、利用開始日は納品日の属する月の翌月1日とし、支払日は翌月末とします。
- 前項の期間中の解約の場合においても、乙は残余期間の利用料相当額の返却義務を負わないものとします。なお、期間中に必要なライセンス数が減少した場合に、不要となったライセンス分についても同様とします。

第6条（解約）

契約者は利用期間中といえども、いつでも1ヵ月前までに書面で申し入れることにより、サービスを解約することができます。

第7条（更新）

利用期間満了の1ヵ月前までに当社及び契約者のいずれからも終了の申し入れのない場合には、サービスの契約は同一条件にて1年間、自動更新されるものとします。なお、更新された利用期間分の料金は更新月の翌月末までに甲が乙に支払うものとします。

第8条（サービスの停止）

- メンテナンスその他やむを得ない事情により、本サービスで提供する管理サーバは停止する可能性があります。

2. 前項の場合、計画停止であれば 3 日前までに、緊急の場合には事後速やかに乙から甲へ通知します。

第 9 条（サービスの終了）

当社の都合等により、本サービスは廃止することがあります。本サービスを廃止する場合、乙は廃止の 3 ヶ月前までにその旨を告知するものとします。但し、廃止の時点で利用期間が残っている場合には、残余期間に限りサービスの提供を継続します。

第 10 条（責任の範囲）

1. 「SandBlast Agent」はインストールされたコンピュータ上の脅威に対して、リスクを低減させるためのソフトウェアです。本製品を導入することによりその脅威を完全に排除することを保証するものではありません。
2. 当社はサポートサービスを善良なる管理者の注意義務を持って実施するものとしますが、次の各号に定める事項については責任を負わないものとします。
 - (1) 当社の助言及び判定の正確性、有用性
 - (2) 当社の助言及び判定に基づき契約者が実施する対策の結果
3. 当社の責に帰すべき事由に基づく債務不履行または瑕疵に起因して契約者が損害を被った場合、契約者は当社に対し、当該債務不履行または瑕疵のあったサポートサービスの対象製品にかかる年額の基本サービス料金単価相当額を上限として、当該損害の賠償を請求できるものとします（この責任限定の対象には、本サポートサービス契約に関連して契約者が第三者と締結した契約に基づく金銭支払債務、本件業務と関連して契約者が第三者に対し負担する損害賠償債務を含みます）。
4. 本条の定めは、当社が契約者に対して負担する損害賠償の全てを定めたものであり、いかなる場合も当社の責めに帰すべからざる事由による損害、逸失利益、データ及びプログラムなどの無体物に生じた損害、並びに、第三者からの損害賠償請求に基づく契約者の損害等については一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は本サービスの提供により契約者の問題が解決されることを保証しないものとします。

第 11 条（過怠約款）

当社は契約者が次の各号の何れかに該当する場合には、何等の通知、催告することなしに本サービスを解除することができるものとします。

1. 本約款の違反に関し 30 日の予告期間をもって書面で催促されたにもかかわらず、違反当事者が当該違反を是正しないとき
2. 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡処分を受けたとき
3. 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算、特定調停若しくは破産 その他倒産手続開始の申立がなされたとき
4. その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第 12 条（輸出）

契約者は、日本国の輸出規制または諸外国の輸出入管理に関する法令に違反して、直接、間接を問わず、本商品または本サービスにより提供された役務、当該役務により制作されたものを輸出しないものとします。